

「令和7年度宮古市産業振興補助金」の募集（第2期）について

宮古市企業立地推進課

農林水産物等のブランド化・産業間の連携強化・地域資源の活用・人材育成などの新たな事業や既存商品の見直し・販路拡大を図る事業等に取り組む市内の企業等に対し補助します。

次のとおり募集しますので、ご応募ください。

1. 補助金を申請できる方

- (1) 市内に事業所のある企業、事業者、一次産業の生産者及び生産団体、特定非営利活動法人
- (2) 市内に事業所のある企業、事業者、一次産業の生産者及び生産団体、特定非営利活動法人が、構成員の3分の2以上を占める団体
- (3) 1年以内に市内に事業所を設け、創業又は起業する予定の企業、事業者、一次産業の生産者

2. 補助金の対象となる事業、補助率及び補助金限度額

No.	事業	補助率	補助金限度額	備考
1	農林水産物の生産力の向上、高品質化、ブランド化、販路拡大を図る新たな事業	補助対象経費の5分の4以内	100万円	前年度、事業No. 1～9で補助金活用の場合、No.10～11のみ申請可
2	食品や木材加工業等が行う地元原材料の使用、新製品開発、ブランド化、販路拡大を図る新たな事業			
3	風景、食、人、歴史、文化、体験等の地域資源を活用した総合的な滞在型観光の創出を図る新たな事業			
4	産業活性化のための人材及び後継者の育成を図る新たな事業			
5	各産業間の連携を強化し、第6次産業化を促進する新たな事業			
6	海上、陸上交通の結節点の立地条件を生かし、道路網と連携した物流と人のネットワーク形成を図る新たな事業			
7	農林水産物、鉱工業品又はその生産技術、観光資源、海洋資源、港湾などの地域資源の新たな開発や掘り起こしを図る事業			
8	前号の新開発又は掘り起こしをした地域資源の活用を図る新たな事業			
9	既存の地域資源の活用を図る新たな事業			

No.	事業	補助率	補助金 限度額	備考
10	宮古市産業振興補助金を受け実施した事業をさらに発展させる事業	補助対象 経費の2 分の1以 内	100万円	
11	既存商品の改良・改善、ブランド化、販路拡大を図る事業 (物産展等販売に係るものは除きます。)			

※単なる備品購入や設備の導入、商談会等へ出展するなどの申請は対象外となります。

3. 補助対象経費

- (1) 補助対象経費は事業に要する経費で、領収書等により、その支出が確実に確認することができるものに限りします。
- (2) 補助対象経費の総額は、10万円(税抜き)以上とし、事業に要する経費が10万円(税抜き)未満の場合は、補助対象外とします。
※補助金交付額に千円未満の端数があるとき、その端数を切り捨てた金額が交付額です。
- (3) 事業が他の団体等からも補助金を受ける場合は、事業経費の総額から、他の団体等が補助する金額を差し引いた額を対象とします。
※補助金を受ける団体等から、他の補助金の適用も受けることが可能であることを予め確認してください。

4. 補助対象外経費の具体例(具体例であり、記載内容が全てではありません)

- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 他の補助金や助成金等と重複するもの
- ・ 不動産の購入、取得に該当するもの
- ・ 家電などの汎用性が高く、専門性、独自性が認められない物品の購入費
- ・ 申請事業以外に転用が可能と認められる物品の購入費等
- ・ 価格設定の適正性が明確ではない物品の購入費(中古品含む)
- ・ 自動車等の車両の購入費、修理費、車検費用等
- ・ 名刺やパンフレット、商談会等と関連しないチラシ、パッケージなどの費用
- ・ 適正な量を超える物品の購入費、印刷費等
- ・ 販売に直接かかるものの経費
- ・ 申請事業者および申請事業者が雇用する者の人件費
- ・ 事業計画策定及び事業実施に係る委託先への会議費、企画費、人件費等
- ・ 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、光熱水費等
- ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ・ 振込手数料、公租公課(消費税及び地方消費税含む)、各種保険料
- ・ ビジネスクラス等の上級運賃、グリーン車等の特別車両運賃
- ・ 経営上の通常経費と認められるもの
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として、不適切と認められる経費

5. 補助金申請の要件（必須）

（1）事業No. 1～9の場合

①申請者にとって、新たな事業であること。

申請事業と同様の事業を現在行っていないことが条件です。

※商品開発を伴わない既存商品のパッケージ変更などの商品改良・改善は、事業No. 10～11に該当する事業となります。

②市内において、申請事業と同様の事業が、申請者と同じ事業形態（企業、事業者、一次産業の生産者及び生産団体、特定非営利活動法人の区分）で、多数行われていないこと。

※同様の事業が市内で複数実施されている場合は、事業の先駆性やモデル性がないことから、補助金の対象となりません。

（2）共通

①前年度に事業No. 1～9に該当する事業で補助金を活用している場合は、事業No. 10、11に該当する場合のみ申請が可能です。

②農林水産物の加工は、地元原材料を使用するものに限ります。

③物品の購入、製造の請負等の発注は、原則、市内企業等に限ります。

※再委託は原則不可。やむを得ない場合のみ、再委託先を明らかにし、理由を明記した上で見積書を添付してください。

6. 補助金申請の例

例1：宮古市産の原材料を使用し、申請者以外の事業者と共同で新たな特産品の商品開発を行い、販路の開拓を図る事業⇒5分の4に該当する可能性がある事業

例2：既に申請者が販売している商品の改良やパッケージ変更を行い、販路の拡大を図る事業⇒2分の1に該当する可能性がある事業

7. 補助金の申請に係る事前相談

申請前に事業内容を審査するため、事前相談期間を設けます。事前相談期間内に事業内容の説明及び書類の提出が無い場合、補助金の申請はできません。

（1）事前相談期間 令和7年6月2日（月）～6月30日（月）午後5時

（2）提出先 宮古市商工労働観光部企業立地推進課（市役所2階）

（3）提出書類

①「宮古市産業振興補助金事前審査申請書」

②「申請者の概要」

③「事業計画書」

④「補助金申請額内訳書」

⑤添付書類

共 通	①直近の決算書（既に創業した方） * 事業に許認可等の取得が必要な場合は、許認可が確認できるもの又は取得が見込まれることを証するもの
	②見積書やカタログ等根拠資料（経費の根拠が明確であるもの）
法 人	② 商業登記簿謄本の写し
	②定款（任意団体の場合は規約等）の写し

* 申請書は、宮古市企業立地推進課の窓口又は市HPからダウンロードできます。

8. 補助金の審査

- (1) 事前相談期間に事前審査後、申請の要件を満たしていると判断された場合、別に定める日時までに本申請を行っていただきます。
- (2) 本申請後、申請額に関わらず、「宮古市産業振興補助金審査委員会」において本審査します。申請者は、同審査委員会において、プレゼンテーション（事業内容の説明）を行っていただきます。
- (3) 審査基準は、次のとおりです。
 - ①**事業の先駆性・モデル性**
宮古市において、申請事業を実施することに先駆性があり、他のモデルとなるものであるかどうか。
 - ②**事業の地域産業に与える波及効果等**
 - A 申請事業を実施した場合に、地域産業にどのような波及効果が期待できるか。
 - B 地域産業への直接の波及効果が少ない場合、事業実施で人材育成等の他の視点で地域にどのような波及効果が期待できるか。
 - ③**事業の実現可能性・熟度**
 - A 申請事業が実現可能なものであり、十分な熟度をもったものであるかどうか。
 - B 産業支援機関・関係団体等に相談し、指導・アドバイスを受けているか。

9. 補助金交付の手続きと時期

- (1) 申請者のプレゼンテーション
令和7年8月下旬または9月上旬（予定）※審査日時は、本申請受付後にお知らせします。
- (2) 補助金の交付決定
令和7年9月下旬（予定）（審査にて適正と認められた場合、交付決定となります）
※実際に交付される補助金の交付額は、審査で減額となる場合があります、申請額がそのまま交付されるものではありません。
※申請額が予算額を上回る場合は、予算の範囲内で調整を加えた額となる場合があります。
- (3) 事業の開始は、補助金交付決定後となります。
補助金交付決定前に、事業に着手することはできません。（補助対象外となります）
- (5) 事業完了後に、事業実績報告書を提出していただきます。
※事業完了後、速やかに報告書を提出してください。
事業内容が変更となる場合は、必ず事前に報告し、指示を仰いでください。変更届出書の提出が必要となる場合があります。
- (6) 市による事業の完了検査（事業内容及び請求書、領収書、成果物等の確認）の後、補助金の額を確定し交付します。
※令和7年度内（令和8年3月31日）に全ての手続きを完了させる必要があります。未完了の場合、補助金を交付することはできません。
※事業費が増額となった場合でも、交付決定額を超えて補助金を交付することはできません。
- (7) 事業の内容により、「前金払い」をすることができますので、補助金交付決定の際に、ご相談ください。

10. その他

・令和7年度の産業振興補助金の募集は、第2期をもって終了予定です。次年度以降の申請については、随時相談を受付けます。ただし、予算の上限に達した場合は募集を行わない場合があります。また、採択となった事業については、追跡調査を3年間行うことを予定しています。

問い合わせ・申し込み先

担 当	宮古市商工労働観光部 企業立地推進課
郵便番号	027-8501 住 所 宮古市宮町一丁目1番30号
電 話	68-9089 FAX 63-9120
メール	kigyo@city.miyako.iwate.jp